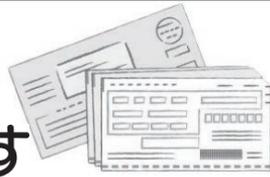


## ～保険料の金額や納期限のご確認を～ 介護保険料納入通知書を送付します



65歳以上の方(第1号被保険者)は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を6月中旬に発送します。

### 普通徴収

【第1期納期限は6月30日(月)です】

納入通知書に記載の金融機関で納付してください。  
町税同様にコンビニでも納付できます。

### 特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、各種公的年金(老齢・厚生・共済年金)からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

### 普通徴収・特別徴収併用の方

年度の途中(6月・8月または10月)から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料納入通知書(手払い用)を発送します。

### 保険料の軽減について

住民税がかかってない世帯(住民税非課税世帯)の高齢者(所得段階が第1段階から第3段階)を対象に介護保険料が軽減されています。

問い合わせ先 介護保険係 5番窓口 ☎77-8382

## 国民年金の任意加入制度について 年金ニニ知識

老齢基礎年金を満額受けるためには、20歳から60歳までの40年間保険料を納めている必要があります。やむを得ない事情により保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて将来受け取れる年金額が少なくなってしまいます。

国民年金保険料の納付済期間が40年間に満たない場合、60歳以降でも国民年金に任意加入することができ、保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

### 【任意加入の条件】

次の①から④のすべての条件を満たす方です。

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満までの保険料納付月数が

480月(40年)未満の方

- ④厚生年金保険に加入していない方  
上記の方に加えて、次の方も加入できます。
- ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方
- ・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方

### 【手続きに必要なもの】

基礎年金番号通知書または年金手帳など基礎年金番号を明らかにすることができる書類、通帳、印鑑(金融機関届出印)

### 【届出先】

役場戸籍年金係(8番窓口)もしくは年金事務所

### 【問い合わせ先】

北見年金事務所 ☎0157-25-8703  
戸籍年金係 8番窓口 ☎77-8378

### 募集期間

6月6日(金)～6月13日(金)  
(土日を除く)

### 受付場所

建設課住宅係 2階20番窓口

### 入居資格

①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)

②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)

③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

## 今回公募する公営住宅(入居予定時期6月下旬)

津別町HP 住宅情報



### 町営住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
まちなか団地	旭町11番地1	H23/1LDK	16,700円～24,800円	1台 300円	600円	単身用
たつみ団地	達美212番地10	S60/3DK	17,300円～25,700円	住宅横 駐車可	700円	世帯用 (単身可)
活潑第2団地	活潑237番地1	S60/3DK	13,300円～19,700円	住宅横 駐車可	なし	世帯用 (単身可)

### 特定公共賃貸住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
たつみ第2団地	達美213番地4	H11/3LDK	40,000円	1台 300円	700円	世帯用

### 提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書(HPからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

### 入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧表

単位:千円

住宅区分	区 分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。  
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係 20番窓口 ☎77-8390